

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和4年5月13日(金) 午前10時31分～午前11時47分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、  
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、  
8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、 11番 北川 広人、  
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、  
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈

オブザーバー

議長（9番）柳沢 英希、 副議長（3番）杉浦 康憲

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

#### (1) テーマの検討について

##### ① 総括質疑の通告制

③常任委員会等委員会のあり方

②タブレット端末の利用における課題共有と今後の対応

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

### 《議 題》

#### (1) テーマの検討について

委員長 テーマ①総括質疑の通告制について及びテーマ③常任委員会等委員会のあり方について、各会派また各委員の御意見を御提出をいただきまして誠にありがとうございました。御提出していただきました御意見をまとめたものを、あらかじめタブレットに登録させていただいております。

それでは、テーマごとに進めてまいります。

#### ① 総括質疑の通告制について

委員長 各会派から提出された意見について、質疑または御意見等ございましたらお願いをいたします。

## 意見なし

委員長 それでは、私のほうで、ざっと見させていただいて、今回、御意見をいただいたということはですね、通告制というものをもし取り入れた場合にはどのような形で進めていくと。取り入れる意味があるのか、あるいは、よりわかりやすい議論につながるのかというようなところをイメージしやすいように、通告制導入の場合の課題等の意見を事前に提出をしていただいたわけでありますけれども。今後ですね、この運用的な部分のことを話をしていくには、やるのかやらないのかというところを、どこかで決めないと、こっから先の議論にはならないというふうに思いますけれども、これにつきましては、御意見ある方いらっしゃいますか。

意(16) はい、まずもって、私は導入すべきではないという考えです。いろいろここに書かれておりますけど、特に公明党さんのところで、議案が付託されており各委員会で質疑を深めることが重要ということなんですけど、確かにこれはおっしゃるとおりです。おっしゃるとおりなんですけど、質疑を深めるっていうことで、我々は審議、熟議していくことが議員の役目なんですけど、では、各委員会での質疑ができなければ、それは議員としての役目を私は果たしていないと思いますので、この総括質疑で、委員会で質問できないことをしっかり質問するためにも、通告制で、いわゆるシナリオどおりに発言してくっというのは、私は議員として、いわゆる自由な発言、そういう中で、よりよいものが生まれてくると思っておりますので、通告制にすることによって議員の権利を、ある意味ちょっと狭めてしまったり、固めてしまったりってような形になるかと思っておりますので、私は全くもって導入すべきではなく今までどおりでお願いしたいと思っております。

委員長 ほかに。

意(15) 私も同じ意見ですが、今言われたように、もし通告制ということで、回数も決め、何もかも決めていくとなると、非常に議員の質問の権利が奪われると言っておかしいですけど、狭められますので、今までどおりでいいと思います。

委員長 ほかに。

意（８） 私も現行どおりでいいということで書いてありますけれども、私たちの任期もあと１年ですので、今ここで新しくこういったことをやるよりも、僕は新しく選出された議員で、そういったことを決めていただいたほうがいいと思います。

委員長 ほかに。

意（１４） あとうちの任期も１年ってことですので逆に言えば、一旦ここで、いろんな方法を試してみることも、これは十分な価値があると思います。だから一応、公明党といたしましては、一遍これをやってみる価値があると思います。それから公明党といたしましては一応、総括の場というのは、ここに書いてありますけれども、あくまで大綱的、総括的な場であると捉えております。したがって、この案のほうにありますけれども、質疑は２回までと書いてありますけど、これ何回でも、もし認めてしまえば、結局は詳細な質疑というものが、その場で終わってしまって、あくまでも各委員会で質疑を深めることが重要というふうに考えておりますので。したがって、質疑の回数に関しては２回と、僕たちの考えですけどこれはまた議論を深めていってもらいたいと思います。それからもう一点は、確かに総括の場で、いろんな議案に対して質疑をどんどん深めることが大事だと思いますけれども、逆にそれは、各委員会のほうにおいての付託案件、それが結局は、狭められてしまってそこでの質疑というものがなおざりにされてしまうということもあると思います。そういったことでこういったふうに書かせていただきました。以上です。

意（１５） ２回までという回数も書いてありますが、常任委員会で質疑をすればいいと言われましたが、常任委員会は、どれか一つに入るわけですので、入れない常任委員会があるわけですね。その前に、私はこの総括質疑で、そういう入っていない常任委員会の関係の質疑をすればいいだよっていうことを聞いてきました。そのように今まではやられてますよね。今までどおりでいいと思います。それでないと、今、細かいことをずっと聞いちゃうと、後で聞けなくなるって言われましたが、違う角度からまた聞けばいい話で、立場によって、いろいろ聞くあれも違いますので、そういうことは、同じ意見だったらそれで

いいですけど、それでなかったら違う意見を聞けばいいわけですので、今までどおりでいいと思います。

委員長 ほかに。

問（２） そもそもこれ導入したい理由として、委員会と総括質疑が重複したりして質疑がわかりにくい。従来どおりでいいっていう方は、どうやって改善していくとされているのでしょうか。

答（１６） だから、改善をする必要がないというふうに我々は考えているのであって。最初に、質問できる、できないっていう話の前に、まずこれを導入し、通告制にしたいっていう、たしか市政クラブさんの最初の提案理由っていうのが市民にわかりやすいっていうような、市民にわかりやすい質問にするっていうようなことで導入したいっていう理由だったんですけど、違うんでしょうか。その辺り何かちょっと今議論がずれてきてるようなんですけどどうなんですか。

答（２） そもそも市民にわかりやすい議会を、今、総括質疑で聞かれる大綱的なことを聞く、委員会でも同じような質問が出たりするっていうところで、それは果たして、わかりやすい議会になっているのか、私たち、自分たちの時間をお互いに削っているのではないかということも含めて、この総括質疑の通告制ということを提案させていただいております。

問（１６） 具体的にこことここが、総括と委員会で重複してますよっていうのがちょっと具体的なものが出てないからよくわからないんですけど、私はですね、総括でわからなかった部分について、また委員会で聞くっていうのは別に私はそれはそれでいいと思うんですね。逆に言えば、市民の方にわかりやすいのかもしれないので。総括でわからなかったものを細かく委員会で聞いてもらって、そうなのかっていうふうに理解、私もできるときもあるので、それは市民の方も一緒じゃないのかなと思うので、その辺りを全くもって分けてしまうってなると、逆に深い議論にならないと思うんですね。ですから私は今までどおりで特に問題なく、わかりやすいっていうのが、今回の、入れるっていうこととわかりやすいということが私はちょっとなかなか理解ができないので、その辺りもし御説明いただけるのであればお願いします。

議長 すいません、16番議員さん話を聞いてますと、委員会質疑の話になっ

てて、もともとその総括質疑の通告制の導入の話から、ちょっと今議論がずれてますので、1回ちょっと皆さん修正をしていただきたいと思います。

意(6) 私も別に通告制がいいと思うんですけど、一度、試験的に、私らは、考え方としてはやったほうがいいかなと。要するに今まで総括質疑で、お話を聞いておると、討論的な質疑ばかりやられて、個人の意見だとかそんなことは、総括質疑で言うことではないと私は考え、議題に沿った、そのような、質問をすると、それに徹底すれば別に実施しなくてもいいとは思いますが、今のところそういった、要するに一遍規則的なものを決めて、一、二回試験的に実施をされてはどうかという考え方があります。以上です。

委員長 ほかに。

意(16) 一般質問っていうのは、さすがにですね、行政すごく多岐にわたっているんで、何に対してやるのかってことを事前に通告するっていうのはありだと思えますね。だけど、総括質疑っていうのは議案に対しての通告だもんですから、もう議案の中でしかあり得ないわけですから、特に私は通告制は必要ないと思ってますし。やっぱり総括質疑っていうのは議案が出てから質疑できるまでの期間というのが非常に短いので、我々もやはり全ての議案において、質問したり全てのことについて質問するわけではないので、何に絞って、どの点にポイントを置いて質問するかということを、自分の中で考えて考察する時間が必要なんです。そうすると、例えば初日に議案上程されても、そのあと期間短いので、その間に通告しろっていうのは、すごく非常に議員として、これできるんですかっていう話なんです。一般質問はいいですよ、自分の課題を前から持っていて、議案の初日より前よりずっと問題意識を持つてることについて、準備できるわけですので通告制っていうのはできますけど、今回のように議案に対しての総括質疑になるので、はっきり言ってこれ、時間的に皆さんこれできるんですかって話なんです。そういう意味でも、私はやはり、前日までもしっかり自分の中で考察して、どんな質問すれば市民のためになるのかということをしつかり考えるべきだと私は思っております。

意(10) 今16番議員が言われた、ある程度自分が総括に対しての質疑をするに当たっては、何々という、いろんなものをまとめる上でということ言われ

る以上は通告をすることができると思うんです。あと通告の締切日というのが3番でありますけど一応、私どもの案としては、定例会第1日目の午後5時、大体ほぼ1週間程度前になると思いますので、一応、問題なくやれると思います。

意(12) 行政から議案を出すということは、やはり行政の中にその思いがあって、この議案に対する思いですね、我々が議会としてどう理解するか、どういう目的でやるのか、そういったところを聞くのが、総括であって、それ以外、細部にわたっては、委員会のほうで細かい議論をする、あるいは、部局を行って、個人的なことを聞く、そういった、けじめというのか、そのルールというのか、そういったものをやはりつくっていかないと、総括で全て細かいことまで議論する必要はないと思いますので。先ほど神谷直子議員が言いましたように、大綱的なことから行政が何を目的を持って、この議案を出してきたのか、そこを皆さん方で、総括の中で議論をする。そういった手順を踏んでいくことが、市民にわかりやすい議論になると思うのではないかなと、そんなふうに思っております。それから内藤とし子議員が言われましたように、私は片方しか委員会に入っていない、だから、これは、私ども市政クラブだろうが、一人必ず1委員会しか入れないんですから、同じ条件ですので、そこを議論する必要は全然ありませんのでお願いします。

意(16) 今の勝彦議員おっしゃったとおりですよ、できないですよ片方のほうしか一人。ということは、片方の議案に対して審議、熟議できてるんですかっていうとこなんですよ。それを担当部署に行って聞けばいいっていうんですけど、担当部署に行って聞いたことは、公の場での発言ではありません。これはやはり公の場で発言してきちんと議事録を残すことが大事であって、担当部署に行って聞けばいいというんだったら議会必要なくなりますよね、それは。ですから、やはりですね、本当に大綱的なことしかしちゃいけないとかいうのであれば、やはりですねそれは、各委員会で、委員外議員の質問時間を設けたりとか、全員が質問できるようなふうにしないと、それはもう議員としての仕事してないんじゃないですかって私は言いたくなります。ですからやはりしっかり・・・。

委員長 16番議員に申し上げますけども、今は総括質疑の通告制についてどうするのかという議論ですので、ほかのところに入らないようにしていただかないと、それ、結局そこにまた戻って、これらもありますので、そこだけに集中をしていただきたいと思います。

意(16) 通告制にするのであればですね、先ほどできるっていうふうにおっしゃったんですけど、私はいろんなところからの情報で、こういう質疑に関してもそうですし一般質問に関してもそうだし、いろんなことがですね、職員が作成してるって話聞いてます。そういうことであればもう本当にそういうことはやめていただきたいと思いますし、それから通告制にするってことなんですが・・・。

委員長 倉田議員に申し上げます。何の話をされとるんですか。

意(16) いや、だから杉浦辰夫議員ができるっていうことをおっしゃるものですからできるのであれば、きちんと自分でしっかりやっていただきたいっていうことで。

委員長 その前に言われたことは何なんですか。

意(16) 職員が作ってるって話を私は聞いているから、そういうことはやらないようにしていかないと。

「推測でものを言わないでください。」と発声するものあり。

意(16) 推測じゃなくて私はこれは・・・。

委員長 公の場で聞いたんですか。

意(16) 公の場じゃない、私は証拠も持ってますので。

委員長 公の場で聞いたんですか。

意(16) 公の場では聞いてませんよ。

委員長 先ほど御自身で公の場でないというようなことも言われておったんだし、今ここで言う話ではないんじゃないですかそれは。

意(16) だから私は辰夫議員の発言に対して言ってるだけのことであります。

「通告制にしたって・・・。」と発声するものあり。

意（16） だから日数的に難しいって話を私はしてると。

委員長 それを言っていただければ結構であって。

意（16） 以上です。

意（10） 今の16番議員の、私の発言に対してということで、間に合う、間に合わん。あくまでも、定例会のほぼ大体1週間前であればその内容を、細かいというよりは、要は通告に対するその議案の内容をまとめてということであって、それに対して当局が答えるわけですので、自分が質問する内容を何かということが、1週間あればできると思うということを発言したまでです。

意（2） 3月15日のときに、各近隣市さんの議会の通告制について私ども、私が出したのかな、事務局が出してくれたのでちょっとあれですけど、導入状況についてという資料が出ております。これ各市で導入されていることが載っており、各市の状況を調べているとあって、その発言はちょっとどうかなと思うので通告制を進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

意（15） よそがやってるからって、やってないところもあるわけですし、よそがやってるからってっていう意見ですけども・・・。

意（2） やってますよっていうこと。やってるからやりましょうとは言ってないです。

意（15） でも、そういうふうには聞こえますけどね。そういうこと言われますけども、やってるところもやってないところもあると。やってるところの方に聞くと、非常に時間もないし、全部手のうちさらけ出すような、こういうやり方はよくないと思うと、非常にいや、やり方がやりにくいということも言ってみえましたので。

委員長 はい、すいません、話がよくわからないんでね、誰がやりにくいって話なんですか。

答（15） よその議員です。

委員長 議員さんがやりにくいってことね。

意（15） はい、そうです。

委員長 言われてるということですね。

意（15） だからいろんなことをね、いろんなことっていうか、本当に細かいことを聞かなきゃいかん時もありますし、大きいことを聞けば分かることもありますから、こういうことで決められると、やっぱりぎりぎりまで質問を私たちは考えて質問したいわけですよ。それを、幾日までに全部出せっていうことになりますと、非常に、要するに自分としてはやりにくいし。それから、十分議案の中身を自分の中で勉強っていうか審議できない。やっぱりわからなくてあちこち聞かなきゃいかんこともありますから、こういうふうに、いつまでになって言われると、それが聞けなくなっちゃいますので、ついでに返事がもらえない場合もありますから、やっぱり今までどおりがいいと思います。

問（2） 聞けなくなるとかじゃなくて、いや、それは運用の方法で、通告者の質問終了に関連質疑を行うという提案をしているので、運用のほうになっていきますけど、この通告制を導入することによって、私たちはわかりやすい会議ができるんじゃないかと思って御提案をしています。今のままでいい方はそうやっていろんなことを言われるんですけど、その運用の方法じゃなくて、これをやっていくに当たってどうしてそこまで反対なのかっていうところはちょっと理解できないんですけど、もう少し教えていただけますか。

意（8） 私は別に現行どおりでいいというのは、今の段階で、僕は支障を来してないから、何もそれをわざわざ市政クラブが言われるように、議論を深めるためにあれだとか、別に、今のやり方と僕は十分議論を深めると思っていますから、わざわざそういったことをやっていただかなくても結構。それだけのことです。

意（16） 先ほどから聞いていると、市政クラブさんはわかりやすい質問にしたいっていうことで、今回の提案をされたっていうふうに理解すると、その内容としては、結局総括と委員会の質問が同じような質問があるっていう話があったんですけど、それはもし、同じ質問がもしですね議員が忘れちゃって、した場合は別に委員長がそれは議事整理権があるわけですから、いや全く同じ質問ですから、この件については省略させていただきますなりここで終わらせていただきますなり判断ができるはずなんですよね。それは本当に委員長の采配

だと思しますので、別にそれでいけば何も問題、私はないと思っております。  
委員長 ほかに。

意(12) いろいろ倉田議員からも、議事録に残さなきゃいけない、そんな話。私たち議員は、議事録に残すために発言をしているわけではない。わかりやすく、市民の方に見ていただいて伝えること、これが我々の仕事であると思えます。議事録に残す必要は、発言したことは残りますけども、これを残すために発言を細かいことまで発言をするということは、私はあまり好ましくない、そう思います。ですから大綱的なことを、大きな目的、今後の課題、そういったものを総括の中で質問をしていただいて、市民の皆さん方に、行政は議案としてこういう議案を出してきて、今後こういう目的を持っていくんだなというところを市民の皆さん方にわかりやすいような説明をする、質疑をする、これが、議事録に載せていく重要なことだと僕は思っています。また委員長にしかられますけども、通告制にすることによって、市民の皆さん方が順序立って、こういった目的で課題がこうであることがわかりやすい議論につながるんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

意(16) 私はちょっと今の勝彦議員とちょっと考え方が違うんですけど、私は議事録残すのは非常に大事なことだと思っています。言われたことって全部、頭の中に残ってませんし、その場で言われたことで全て理解はできないんですね。ということは、あとから議事録を見返して、こういうことだったんだなということは私は何度も何度も見返しています。見返してますし、どういう発言をされたのかっていうことをしっかり確認とかしています。それでないとやはり、全部今まで、例えばこの3年間ですね、全部覚えてるわけありませんので。やはりそれは議事録に残すってことは非常に私は逆に重要なことだと考えております。市民にわかりやすいかどうかというよりも、市民だって、いつも傍聴してるわけではないし、いつも映像でライブで見てるわけではないので、やはりですね、あとから市民の方に議事録でどういう議会だったのかっていうことを確認してもらおうこともすごく必要だと思っています。

それから市民が分かるのか、分からないのかっていうのはもうそれは市民の判断だと思しますので、この議員は、わかりやすい質問してるな、ちょっとこ

の議員はわかりにくいなということで、議員の次の選挙なり何なりでの判断になると思いますので、わかりやすいから多数の・・・。

委員長 倉田議員、何の話をされとるんですか。通告制のことについての御意見を伺っているので、それとは関係のないところはお話を控えていただきたいと思います。

意(16) 関係ありますよ、だから通告制にする理由が、わかりやすい議会って言われたので、わかりやすいかどうかの今説明をしてるだけであって、それは市民が判断することじゃないですかってことを言ってるだけです。

意(1) 先ほどですね、6番議員さんも言われたことなんですけど、ある程度やっぱり一議案、その議案に対しての質問ルールを決める必要があるんじゃないかと思います。例えば聞いててですね、主張を入れたりですね、一般質問じゃないかというような質問も多々あります。やっぱり同様に、細かい、本当に細かい数字なんか当局に行って確認すればいいよっていう話も、細かいところたくさん出てくると思いますので、その辺りやっぱりある一定の質問事項のルールも決める必要があるんじゃないかと思います。それとあと先ほど、初日の上程からスケジュールがあまりないっていう話だったんですけど事務局、当局のほうで事前に議案説明会してくださってるはずですよ。そこである程度理解をして、質問事項を考えてもいいんじゃないかと私は考えます。以上です。

意(15) 議案説明会があるという話も出ましたが、議案説明会がある頃には、私たち一般質問の準備も始めている。常に考えてますけども、特に準備にかかるわけですね。それを考えながらまたこの通告のやつを、通告のためのこれを出さなきゃいかんとなると、とても時間がないということと、それから今いろんな意見出てますが、予算委員会とか決算委員会で、委員になれない場合ですね、今までは総括で聞けばいいという話がありましたけども、こういうふうになってくると、非常に質疑しにくくなりますので、今までどおりのほうがいいと思います。

意(1) とし子さん、すいません、労力を惜しんじやいけないかと思います。皆さん同じ条件で一般質問の準備もしますし、やはり質問したいならそれなの、自分の労力かけて調べあげて、質問事項を考えるべきだと思います。

委員長 それではちょっと私のほうから、何ともまとまらない状況だとは思いますが、これ、委員長として発言をさせていただきますが、総括質疑というのは質疑であります。高浜市議会には会議規則があります。質疑回数の制限もあります。今までどおりというのは、これは、議長とか、委員会は回数制限がありませんから、委員会はいいんですけども、議長の采配の中で総括質疑に関しては、質疑回数の制限を設けずに必要な質疑だろうという議長の判断の中でやってこられたと思います。それが、結局、事細かなところまで入っていくから、委員会のほうで本来やるべき付託されて委員会ですべき質疑が、総括のところでは取り出されていってしまうというようなこともあります。これ、高浜市議会の組織上の問題なんですよ。委員会、常任委員会が二つあって、各議員が一つの委員会に所属をして、議案によっては、委員会付託をされるというのが、これがこの議会のやり方としてやってきてるわけです。ですからそれに対して、厳密な会議規則に沿った形でやるということになれば、総括質疑では質疑回数が2回という制限がかかるようになります。その辺のところもあるので、きちんと通告というものを一つの契機としてやっていったらどうかということ。それと大事なことは、通告制にすることによって、何が起こるかということ、議案ごとの質疑になります。今までは、一般議案とか、あるいは補正予算だとか、そういうふうな形で分けて総括質疑をやってたんですよ。だけど、第何号議案についての総括質疑を許しますっていう形に多分なってると思うんですよ。そうすると市民の方々はあっち行ったりこっち行ったりしなくなりますよね。議案が例えば五つも六つも議案を丸めて総括質疑をやるっていう場面ではなくなるわけですから。その辺のところもすごく大事なことだというふうに思うんですけども。少し、この総括質疑の在り方っていうもの、これをしっかりと考えた中で議論をしていかないと難しいのかなという気がいたしますけれども。ただ、皆さん方からいただいた、このまとめの部分の中で言いますと、多くの委員の方々が、やり方はともかくとして、運用はともかくとして、こういう総括質疑の通告制というのは、やってみるべきじゃないかというふうに言われているところが多いと思います。一度ですね、この総括質疑の、先ほど言った、その質疑の会議規則の部分もありますけれども、総括質疑の通

告制というものに対しての導入の賛否を、しっかりとらせていただいて、次の、多分今日が今年度の高浜市議会の今年度の最後の議会改革になると思いますので、ですから、その後は、この議会改革特別委員会で運用面を議論をしていただいて、通告制を、もう例えば6月からすぐ導入するよという話をしてるわけじゃありません。そうじゃなくって、よりよい形にしていくためにはどうしたらいいのかということ、それには通告制というものを例えば導入する。導入しないんだったらじゃあどういふうなものかというふうな議論に、次のステップになると思いますので、ここで総括質疑の通告制の導入についての可否を皆さんにとっていただきたいなというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

問(16) ちょっと今のお話だとわからないところがあるので教えていただきたいんですけど、ここで可否をとって賛成の意見の多い方法で今後は進めていくっていう形になりますか。どういう形になるんでしょうか。私はやはりそういう皆さんの総意で変えることであれば皆さんの総意で変えるべきだと思ってますけど、どういう形。

委員長 現状、今日までは、少なくとも私が委員長を仰せつかっておりますので、私が思ってるのは、総括質疑の導入をするかしないかというところをここで決めていただいて、もしするという方向になるのであれば、どういう形でそれを運用していくのか。そういったことを、またこの中で議論をしていただきたいと思いますということの私のほうからの提案です。

意(16) 私はですね、今のお話でいくと、結局多数決をとって、多いほうの案で、今後審議を深めていくっていうお話だと思うんですけど、私はですねやはり運用面で、議員の総意で変えるのであれば総意でないとは私は変えるべきではないと思っております。

委員長 御意見として承っておきます。どうでしょうか。次のステップということ考えると。

意(15) 私も、やはり議運の決定したものは、全体の総意で、やっぱり今の意見と同じでやっていくべきだと思います。議運っていうのは、議会を運営していく基本なんですけど、私が当選した頃は、議運でまとまらないと、継続し

てくなり、一時置いておいてっていうやり方があったと思うんですけど、あれは議運じゃなかったですかね。

委員長 いや、議運だと思いますよ。

意（15） 各派じゃなかったと思いますから、議運はそういうふうで決まって、全体の総意が決まらないと動かないというふうに、やってたと思うんですけど、いつ変わっちゃったんですか。

委員長 よろしいですかね、多分、政治倫理条例だとかあの辺をつくるときに、結局、総意という部分でいくと、いつまでたっても決まらないというような状況が結構続いたんですよね。毎回意見が出てきたのを事務局が取りまとめてもらって見え消しで、全部資料をつくって出していただいた覚えがあります。最終的には全員の賛成があったわけではなく、多数決の中で決定をしていったというのがあの辺から多分、だったと思いますけども。結局、何て言うんですかね、総意っていうのは、当然つくるべく努力をして今皆さん方が、ここで議論をしてると思うんですよね。そうじゃないですか。だから今・・・。

「今はみんなの意見を聞いているっていう・・・。」と発声するものあり。

委員長 それもそうなんですけども、ただ、前向きに通告制を導入していこうと思っている方々は、やっぱり、それに反対している方々に対しては、通告制にしていくその中で、例えば運用面で、こういうところをこうすれば、少しこの部分は納得ができる、とかっていうところの、今からこれをつくっていけば、もう少し擦り寄れるところがあるのかなあという気がするもんですから、まずは、導入をするのかしないのか、導入しないってことになればもうこれ話終わりですわ。そうじゃないですか。あとは現行ある会議規則にのっとった形での総括質疑の運用という形になってくると思うんですよね。で、もしここで総括質疑の通告制というものをやっていこうということになるんだったら、今から、その後、議会改革の特別委員会の中で、その運用をどのようにやっていけば、それこそ総意に近い形でスタートができるのかということを経験をしていくという次のステップになれるんじゃないですか、ということを経験を私が先ほど伝えさせ

てもらったんですけども。

意(16) そのわかりやすい質問とか、それから、だぶってるとかいう話が、それが市政クラブさんの理由なのかなと思うんですけど、今までおっしゃってるお話聞いていると、でもそのわかりやすいっていうことは先ほど言ったように市民が判断することだし、それぞれの主観が違うわけですし、それからだぶっていることも先ほど私は委員長の判断でできますよってお話をしたと思うんですね。ですから、やはりこれはですねきちんとした、何かしっかりした理由がなければこれは総意でみんなを変えてくならないんですけど、やはりその辺りがきちんと私は理解できないので、私は、これは賛成できないし、賛成するんであればそれはそれできちんと理由、私さっき言ったことに対しては、こうじゃないですかというお話も具体的によくわからなかったので、もう少し議論を深めるべきだと私は思います。ですから、総意でできないのであれば私はまず進めていくべきではないと私は考えます。

意(6) 前回にも私言ったことあると思うんですけど、結果的に委員長で、委員長報告をしたときに、皆さん方の議事録を参考に、まとめるときに極端な言い方すると、質問と回答が全く別っていうのか、くしゃくしゃのときも、質問も、何を質問しとるのかわからへんし、回答者のほうも何を回答するのかがわからんような、そういった事例が多々あります。だから、それと、やっぱり質問事項を何問かやられて、回答者のほうも、やはり、答弁にされてないというような場合もあります。16番議員の言うことは分かるんですけど、自分がそれだけ会議録を一生懸命見とる割には、そういったことを何で指摘せんっちゃうのか、わからんのか、私はよう理解できんですけど。とにかく、総括で別にルールを決めればいいことでだけであって、何でそれをやるのが反対なのかよくわからんだけど、とにかく試験的に一遍やってみて、きちんとルールづくりを逐次進めていけば私はいいと思っておりますので、そういった形で実施っていうのかな、そういったあれでやっていただけたらと思います。それとあと、いつの間にか定数、議員定数の問題がどうなったのか。これ今期中というのか、我々の今期中に、定数の削減なのか、現状維持なのか、そこら辺のこともきちんとしていただきたいというふうに思っております。以上です。

意（10） 今回の総括質疑の通告制ということで私どもの案として出させていたいただいたものに対して、もともと反対、導入すべきではないという人の意見としては今回初めて、これは出てきたわけでない。もう2回、3回としてやって、今回、ある程度まとめて今後の改良点、改善点の工夫なりとか、それから先ほど委員長が言われました、あくまでも通告制を導入するということが決まった場合は、そのあとの運用については今後ということの話になってますので、あくまでも総意ということであれば、今までの発言されとる内容から見ると、一切、寄り添う気がないようにとれますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 それでは、私のほうで、議会改革特別委員会でのテーマとして次のステップに上げていくためには、総括質疑の通告制についての導入、これの賛成、反対をとらせていただいて、その後、運用していく上でどうしても合わないということであれば、また戻しても別に構わないのかもしれませんが、できるだけ運用に向けて決まれば運用しやすいように、今現状反対の方々も賛成できるようなレベルの中で議論を進めていけるようにしていただければなと思ひますので。それでは、総括質疑の通告制につきまして今後、実施に向けて進めていくということに対して賛成の方の挙手を求めます。

### 挙 手 多 数

委員長 賛成多数で、今後、総括質疑の通告制につきましては、実施に向けて議論を進めていくということで、決めさせていただきます。中身に関しましては議会改革特別委員会でやっていく、そこでしっかりとそこが決まれば、それを議会運営委員会で最終的な決定をしていただくということになると思ひます。

### ③ 常任委員会等委員会の在り方について

委員長 各会派、委員から御提出いただきましたものに対しまして、御意見御質問等ある方がいらっしゃいましたら、発言のほうをしてください。

問（16） 市政クラブさんの1番、2番、4番、10番、11番、12番、3番、

9番議員のこの考え方の中で、定数見直しを含めたら、含めてなら議会全体の在り方から考える必要があるっていうふうに記入されておりますが、この理由っていうか今、どういうことからこういう御意見になるのか教えていただきたいのと、委員会のみの単発変更あり得ないっていうことなんですけど、これについても、どういうことでこういう御意見なのか、一度教えてください。

答(10) ここで書かさせていただきました議員定数の見直しっていうことで書いてあるのは、あくまでも今現状、高浜市議会16名であります。先ほどちょっと、議題の中には入ってませんが、柴田耕一議員が、ちょっとその内容についても触れられてましたけど、これがこの会議ではなしにほかのほうで決まってきた、定数のほうが今の現状ですと、常任委員会においては8名、8名になってます。それが、議員定数がもし下っていうことになった場合に、それ以上減った場合に、6人なりとか、何かなってそれを6人だね、2減とか何かなって14人とか、それ以上減った場合に、2常任委員会ができるものかどうかということも含めると、全体的な議員全体の在り方から考える必要があるという、そういう意味で書かさせていただきました。

問(16) 委員会のみの単発変更あり得ないということについて御説明をお願いいたします。

答(2) この委員会なりの単発変更あり得ないっていうのは、多分常任委員会だけじゃなくて、予算、決算の特別委員会も含めていろいろ考えていかなければならないということで、委員会のみの単発変更はなしにしたいということで書いてある、だと思います。

問(16) ということは、次にですね予算特別、決算特別委員会の考え方とか理由とかにも同じように書かれてるんですけど、これを一緒に考えれば、考えていただけるっていうことですかね。

答(2) はい、一緒に考えていったほうがいいのではないかとということで、ここに書かせていただいております。

問(16) 一緒に考えていくのは私は別にそこについては問題ないと思っております。この委員会の在り方っていうのは何が問題かというのと、先ほどから先ほどのね、通告制の話にも出てましたけど、結局、議員が議員としての責務を

果たせないのではないかという私思っています。それはやはり特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会は1年置きしかできない。常任委員会も片方の委員会では出席してしっかり聞けない。これが、前も言ったように20人とか30人とか40人とかいう議会であればやはり会派ですね、その辺りは、委員会を分けて、会派の中でも議論しながら、委員会で質問するっていうことは、それはそれでやり方としては、そのほうが効率的かと思うんですけど、うちの場合16人ですから、やはりですね、ここはしっかり各議員が議員としての責務を果たすよう、果たせるように、委員会でしっかり納得のいくまで審議、熟議できるように質問をすべきだということで、私は常任委員会の在り方については、変えていくべきではないかという意見なんですね。それについてはいかがでしょうか。

答(2) これ、だから全部のことを考えたら委員会も含めて考えていいよってことで、現在の議員定数のままであれば、このままでいいよっていうことが書いてあるので、委員会の在り方を考えたいのであれば、その委員会の在り方を考える、またこの委員外議員の質問ができるのを考えるっていうのはまた別なので別の在り方で提案していただきたいと思います。

意(16) 委員会の今後の在り方に対する考え方っていうことですので、委員会はどうか、どう運営、運用していくかも含めて、私は考えるべきかなと思ってますので、議員定数の見直しの問題っていうのは、私は別の問題だと思ってますので、今のこの16人で、じゃあどういふふうになれば議員としてしっかり審議できるのか熟議できるのか、議員としての責務が果たせるのかっていうことをしっかり考える上で、どういう形がいいのかっていうところを私は考えるべきだと思います。

委員長 ほかに。

問(1) すいません、じゃちょっと、16番議員さんに御質問したいと思うんですけど、今現行の制度ですね、例えば全部の二つの委員会について質問したいといったところで、例えばほかの委員さんに頼まれるとかそういった努力をした上での今回の提案なのかお聞かせください。

答(16) 会派で人に頼むということはあると思うんですね。私も、本当にで

きないときは頼んでることもありますけど、ただですね、やはりその人の考えと自分の考えというのは、それぞれ個々に違うわけですので、質問の仕方を少し変えるだけで答弁が変わってきてしまうことがありますので、それはですね、やはり私たち議員一人一人は、会派で何々会派として当選してるわけではなくて、個々で当選してるわけですから、個として、やはりそれは最後まで責任を議員として果たせるためにも、頼むというのはもう最終手段だと思ってます。ですので、そういうことのないように、一人一人がしっかり質問をして最後の判断ができるようにすべきだと私は考えます。

問（１） 先ほどのテーマ①のほうからもちょっと聞いておりますと、質問というのは主張を入れるべきものなのかなとちょっと僕の中でも疑問が発生しまして、単純にほかの議員さんに聞いていただくだけなら頼むことはできるんじゃないかなと。そごがあるわけでもないんじゃないかなと考えますがいかがでしょうか。

答（１６） 単純に聞くことは全然問題ないですよ。でもそれに対しての当局からの答弁によって再質問とか、違う角度からの質問とか、いや、ここはこうじゃないんですかっていうふうに聞くことってすごく重要だと思うんですけど、それは人に頼むってことは、難しい話ですし、そこまで人に頼んでやってもらうことでは私はないと思いますので、やはり一人一人の議員がしっかり聞くべきだと思います。

意（２） 私たち、例えば、総括質疑をこういうふうにしたっていう運用の在り方まで一応提案しております。委員会の今後の在り方に、こういうふうにしておきたいっていう御提案までしてほしいし、私たちはこの現状の議員定数のままであればこのままでいいと考えているから、このように載せてありますけれども、本当に変えたい、こうしたらいいと思うんだったらやっぱり最後まで御提案をして皆さんの時間を奪っていることをちょっと考えていただきたい。本当に。

意（１６） ですからここに理想とする委員会の具体的な内容、方策ということで提案させていただいておりますので、こちらをお読みください。

意（１５） 質問が細かいとかいう話が出ましたけども、やっぱり議員とって

も、3年、4年やったから議員として、十分慣れて、みんなが、何ていうかな、期待するようになっていうか、言われるような、質問ができるばっかではありませんので、やはりそういう面では、もう少し質問する方にも、何ていうかな、大きい目で見えていただきたいのと。やはり、私たちは議員として、議会の質疑や質問をきちんとすることが議員の仕事ですから、今も言われましたが質疑や熟議ですか、するのは、やっぱり議員ですので、それをしっかりする、しっかりやるための時間は十分やっぱり欲しいもんですから、今までどおりのやり方っていうか、でいいと思いますし、私ちょっとこの予算、決算の特別委員会について、ちょっと変えたいと思ってます。こういうふうに、従来どおりでいいって書きましたけれども、高浜だと16名ですので、議長を除いても15名ですので、全員でやれば、みんなで質疑できますので、16名、全員でやるということに変えたいと思ってます。以上です。

委員長 内藤議員、よろしいですか。もともとこの委員会の在り方についての御意見は、内藤議員が予算、決算の議案を各常任委員会に割り振ってくれということと言われたところから始まったんですけども、そうではなくって、全員が予算、決算の委員会に入ることにするってことですか。

意(15) はい、いろいろ勉強もしてきまして、やはり15名、議長を除いて15名ですね。15名だったら、1回のってか、みんな全員そろってやれますので、それが、そうやって考えたら常任委員会別に分けるというよりも、そのほうが、私は前から全員でやるのは、いい面もあるんですね。全部の予算をみんな見れるということで、それは思ってたんですが、ちょっとだんだん増えてきますので、大変だということでこの前は意見出させてもらいましたが、今は、15名でやれるということを改めて、勉強もさせてもらいまして、一つの委員会として、予算、決算、やっていただくようにお願いします。

委員長 皆様方からの御意見をここに書面で出していただいたものと、それから今日は御発言いただいたものを、これもざっとこう、それぞれくくっていくとですね、多分ですけども、これは運用上はこうではありませんけども、意見として分けるのであればということでお聞きいただきたいんですが、常任委員会については、現状どおりの2委員会、常任委員会で行っていくという御意見

と、それから、全体審議で行うという御意見とに分かれるというふうに思うんですね。まずこれ全体審議が本会議場での全体審議なのか、あえて全員参加だけど、何とか委員会という委員会をつくって、そこに付託をするというやり方なのか、こういったことは私は考えておりませんので。ただ、全体審議にするのか、常任委員会に分けるのかという、この御意見二つだと思うんです。それから、予算、決算の特別委員会に関しては、これも現状どおりの形で、8名の方が委員になって特別委員会を編成し議論をするというやり方と、これを現状の常任委員会、各委員会にそれぞれ割り振ると、予算、決算の議案を割り振るというやり方と、それから全体審議というやり方の3通りが考えられると思うんですね。これに関して、今後、今言ったような分け方がこの二つで考えたときに、どういうやり方がいいんだろうかという次のステップにつなげていけるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

意(16) 私、ごめんなさいちょっと、今の委員長の発言と違う意見なんですね。私は常任委員会は、あくまでも委員会付託はします。委員会付託はするんだけど、その委員会を特に分けずに、どういう名前にするのか、どういう形にするのかわかりませんが、全員が全ての議案について、委員会でしっかり議論をするっていうことを求めたいと思います。

委員長 ですから私が言ってるのはやり方は私言ってるわけじゃないんですよ。今で言うと、委員会が別ればそれぞれの所属の委員会の委員が議論をするような話ですけども、そうじゃないやり方を求めてる方もみえますよねって話をしているから同じ話ですよ。そうじゃないですか。現状でも、会議法でいうとやれるんですよ、今現状高浜でも。例えば総務建設委員会に福祉文教委員を呼び込んで、何とかって、何とか連合・・・あるんですよ、そういうやり方が。委員外議員の発言ではなくって、もう一つの委員会のメンバーを呼び込んでやるっていうやり方がきちんと決まってるんですよ。ちょっと呼び方が出てこない、申し訳ない。何とか連合、連合体だったかなとかっていうやり方があるんですよ。だから結局、例えば、議論はできますよね。採決をどうするとかっていうのは、これは今から考えていかなきゃいけない運用の部分なんです。例えば、常任委員会、例えばですよ、これ、イメージを沸かせてほしいからあえて

言うんですけども、例えば、質疑は全員ができます、だけど、採決は所属委員だけですとか、できるかできないは別ですよ、こうしようということでもないですよ。イメージとしては、いろんなことが考えられると思うんですよ。ですから、先ほど言ったように常任委員会においては現状どおりの各委員会で行っていくというのと全体審議で行うというの、それから、予算、決算の特別委員会は、現状どおりと各委員会に議案を割り振るというのと全体審議という3通りというようなことで、今後議論を進めていただけたらどうかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、次年度に入ってしまうでしょうけども、常任委員会等委員会の在り方については、そのような形で、テーマ①、テーマ③に関しては進めさせていただくようにしていきたいと思います。少し延びちゃって申し訳ないですけども、最後になりますけどテーマ②につきましてであります。

## ② タブレット端末の利用における課題共有と今後の対応について

委員長 前回の委員会においてテーマ②のタブレット端末の利用における今後の対応については、2番神谷直子委員、4番杉浦浩一委員、13番今原ゆかり委員、副議長の杉浦康憲議員を中心としたプロジェクトチームによる研究を進めていくということにさせていただきました。その進捗状況等の報告事項がありましたら報告をお願いをいたします。

意(2) 4月18日、11時から第3会議室で、委員長を初め、副委員長、副議長、杉浦浩一委員、私と事務局の杉浦さんを交えて、第1回目のプロジェクトチームの会議をいたしました。そこで決まったことは、皆さん、これ、タブレットをお使いになって、かなり時間もたってきて自分がどこが苦手とか、どこがわかんないとかっていう課題を持ってみえると思うんですけど、このタブレットの中に入っているタブレットの研修会というところに入ってると思うんですけど、そこの中に入っているものが全てできるようになるとかなりいろん

なことが分かるのかなという。それで皆さんのスキルレベルの確認と課題の共有化をしていきたいということで、皆さん個々で見たり、ビデオを見ていただいてやっていただいていると思うんですけど、ないですか。自分のところ、自分の高浜市議会、ホームページじゃなくて、ホームのところですね、研修用っていうところに入ると。一番最初のページを開けると今後の会議、過去の会議、議会事務局通知、当局通知、研修用っていうところがあると思うんですけど、この研修用でタブレット説明会、タブレット研修会と、過去にやったことがあるんですけど、これを忘れられてるので、これをもう一度復習をしたらもうちょっと理解が進むのではないかということで。御自分でもやっていただきたいんですけど、一度皆さんで集まっていただいて、できたら6月2日、6月議会の初日に皆さんと一度研修会をしていきたい、終わってから研修会をしていただきたいので、できたら皆さんの御参加をお願いしたい。それで、皆さんのスキルレベルの確認と課題の共有化をしていきたいと思っております。それ以降、こういうことが、例えばこの議運の後ですか。一番最後終わった後に、ちょっとやる・・・。

委員長 議運じゃない、議案説明会のあと。

意（2） 議案説明会のあと、そのあとにやりたいっていうので、皆さんのお時間をいただきたい。そのときに、だから皆さんの、どこができてどこができないかっていうスキルレベルの確認と課題の共有化をしたいと思います。これ、サイドブックスに関してはそれでいいんですけど、それ以外の、こういったことに問題があるとかこういったことに課題があるっていうようなことは、各議員の人が、このプロジェクトチームの人に、こういった問題があるんですけどこれはどうにかありませんかっていうようなことを私たちに聞いていただきたいと思います。そこで、プロジェクトチームで吸い上げて、また、その課題をどうしたらいいかってことを共有して進めていきたいというふうに思っております。皆さんの御協力をよろしくお願いしたいと思います。6月2日の議案説明会のあとですね、よろしいですか。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。一応、プロジェクトチームのほうでは、月に2回ぐらいそういう研修をやれるといいなということを書いてましたけども本

会議等いろいろとスケジュール的にも無理があるので、お約束はできませんけれども、そういった形で進めていきたいと思います。また、それぞれの方も、必ずそのタブレットにある研修用の動画については、それぞれ見ていただいて、全て、全て理解できないっていうことであれば、これについては見てもわからんということ伝えていただければいいもんですから、ぜひそのところをよろしくお願いします。6月2日の議案説明会の後に、またこの場でお集まりいただければということです。よろしく願いをいたします。それから先ほど柴田委員のほうからありました、定数削減云々という話がありましたけども定数削減のことに关しましては、議会改革特別委員会からのテーマからは外させていただきます。というのは、何かというと、結局定数を、例えば削減するという考えの方や、あるいは増やすという考えの方の方は、それぞれお仲間を募って、各派会議等に議員提案の議案として上げていただくような形をとっていただくと、そういうふうにさせていただいたのが、約1年前でございますので、その辺の御理解をしっかりとさせていただきたいということです。それではここで広報広聴委員会委員長の杉浦康憲議員より発言を求められておりますので発言を許可して、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい。それでは発言を許可いたします。

副議長 広報広聴委員会から、今年度の報告と申し送り案件がありますので報告をさせていただきます。前年度から引き継がれていた課題というのが、広報広聴の「ぴいぷる」の発行スケジュールを早めれないかということで2か月にできないかということをしていただき、今年度実施しました。できた部分もありますが不測の事態が起きてできなかったこともあります。少なくとも課題としては解決できたのではないかなと思っております。もう一点が、広報広聴委員会の委員の選定方法ですね。現在は、一人会派の方々全員が入るという形になっていますが、そういった場合の全体として作業量に公平性がないんじゃないかという話もありまして、委員会の構成メンバーをどうするかという議論があり

ました。今年度もそのことに関しまして議論を進めましたが、やはりなかなか話がまとまりませんので、大変申し訳ありませんが次年度にも引き続き、そちらの委員会構成の在り方というものを、また検討いただければと思います。もう一点、議会報告会についてですが、こちらから昨年度からコロナ禍ということでできないということで申し送りがありましたが、本年度に関しても同じくコロナ禍ということで見送らせていただきました。こちらのことでもそこは先ほどと一緒にですが、テーマに関しても、なかなか合意ができない、そしてコロナ禍ということで集まれないということもありましたので、そういったことも含めて、次年度もまた検討いただければと思います。もう一点なんです、現在、広報広聴委員会というのが調整の場ということで、意見がまとまらないときがあります。軽微なことを、本来でしたら、議会改革特別委員会に戻して決をとるというパターンもあるんですが、軽微なことでそんなことをしていたらもう、「ぴいふる」を発行する時期がもう決まっていますので、なかなか進まないということですので、年度初めに広報広聴委員会の中で採決するという合意がまずあれば、速やかな委員会ができるのではないかと考えております。以上のようなことを、今年やってきたこと、そして次年度に引継ぎたいことということで、報告をさせていただきます。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、次に、次回の議会改革特別委員会の日程になるんですけれども、来週、臨時会において正副議長が決まって、それ以外の方々が全員この議会改革特別委員会の委員になるということになると思います。そこでまた新たな正副委員長が選出されるということになりますので、その後、調整をさせていただいて皆さん方に次回の日程をお知らせするということになると思いますけれどもよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは御意見もないようですので、そのようにさせていただきます。

本日の案件はこれで全て終了しました。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 47 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長